第八条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「第五十条第四号」を「第五十条第五号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

2　前項の申請は、二以上の事業主が一の確定給付企業年金を実施しようとする場合又は実施している場合にあっては、その一を代表として定め、その代表が行うものとする。

第九条に次の一項を加える。

2　前条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

第十条中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　第七条第一項第一号に掲げる事項（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。）

三　第七条第一項第二号に掲げる事項（市町村の廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。）

第十条に次の一号を加える。

五　第七条第一項第十号に掲げる事項

第十一条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第七号まで（第五号）」を「第六号まで（第四号）」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　加入者となる者の数を示した書類

第十五条第三号中「第四号、第五号、第六号、第七号及び第九号」を「第四号から第七号まで、第九号及び第十号」に改める。

第十六条第一号中「第八条第二号から第六号まで、第八号及び第九号」を「第八条第一項第二号から第五号まで、第七号及び第八号」に改める。

第十八条第二号中「第七条第一項第七号」を「第七条第一項第二号（市町村の廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。）、第七号及び第十号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第十一条第二号に掲げる事項（市町村の廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。）

第二十四条の三第一号を次のように改める。

一　予定利率は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める率

イ　令第二十三条第一項第一号の現価相当額を計算する場合　次に掲げる率のうちいずれか低い率

(1)　前回の財政計算（財政再計算及び第四十九条第一号から第三号までの規定による掛金の額の計算をいう。以下同じ。）の計算基準日（第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。以下同じ。）以降の日における第四十三条第二項第一号の厚生労働大臣が定める率（以下「下限予定利率」という。）のうち、最も低い下限予定利率

(2)　法第三十六条第二項に規定する老齢給付金支給開始要件（以下「老齢給付金支給開始要件」という。）を満たしたときにおける(1)に掲げる率

ロ　令第二十三条第一項第二号の現価相当額を計算する場合　イ(1)に掲げる率（ただし、老齢給付金（法第二十九条第一項第一号に規定する老齢給付金をいう。以下同じ。）の額の算定において、加入者の資格を喪失したときから老齢給付金支給開始要件を満たすまでの期間の全部又は一部について、下限予定利率を下回る利率（当該期間に応ずる利子に相当する額を加算しない場合にあっては、零）を用いる場合は、当該下回る利率を用いる期間ごとの当該下回る利率）

ハ　イ又はロに掲げる場合以外の場合　イ(1)に掲げる率

第二十七条第一号中「法第三十六条第二項に規定する」及び「（法第二十九条第一項第一号に規定する老齢給付金をいう。以下同じ。）」を削る。

第四十六条第一項に次の一号を加える。

四　予定償却期間において、次に掲げる要件を満たすように特別掛金額を定めて償却する方法

イ　特別掛金額は、過去勤務債務の額の償却開始後五年を経過するまでの間に定期的かつ引上げ額が経年的に大きくならない方法で、段階的に引き上げられるものであること。

ロ　特別掛金額の予想額の現価に相当する額が過去勤務債務の額を下回らないこと。

ハ　予定償却期間中の各期間における特別掛金額について、あらかじめ規約に定めていること。

第四十六条第二項中「及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、前回の財政計算において前項第四号の方法で特別掛金額を計算した場合にあっては、第一号又は第三号のいずれかの方法で計算されるものとする。

第四十六条第二項第二号中「財政計算において発生した過去勤務債務の額」の下に「のうち償却されていない額」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「するように」の下に「予定償却期間の変更を行い」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　前回の財政計算において計算した特別掛金額と今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額について前項の規定に基づき計算した額とを合算した額とする方法

第四十六条第三項中「及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改め、同条第四項中「第二項第二号」を「第二項第三号」に改める。

第五十八条を次のように改める。

（積立不足に伴い拠出すべき掛金の額）

第五十八条　法第六十三条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額（法第五十八条第二項及び法第六十二条に規定する場合に当該事業年度の末日までを計算基準日として掛金の額の再計算を行ったときは、当該再計算に基づく最低積立基準額に相当する額（当該再計算に係る給付を法第六十条第三項に規定する給付として同項の規定の例により計算した額をいう。）とする。以下この条及び第六十二条において同じ。）を控除した額に、第一号の額以上第二号の額以下の範囲内で規約で定める額を合算した額とする。

一　次の表の上欄に掲げる当該事業年度の末日における積立比率（積立金の額の最低積立基準額に対する比率をいう。以下この条及び次条において同じ。）の区分に応じて同表の下欄に定める額

積立比率	額
○・八未満	積立金の額が最低積立基準額を下回る額（以下この表において「不足額」という。）から最低積立基準額に○・二を乗じて得た額を控除した額を五で除して得た額に、最低積立基準額に六十分の一を乗じて得た額を加算した額
○・八以上○・九未満	不足額から最低積立基準額に○・一を乗じて得た額を控除した額を十で除して得た額に、最低積立基準額に百五十分の一を乗じて得た額を加算した額
○・九以上一・○未満	不足額に十五分の一を乗じて得た額

二　積立金の額が最低積立基準額を下回る額

第六十三条第二項ただし書を削る。

第九十条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第二項中「規定は、」を「規定は」に改め、「場合について」の下に「、第八条第二項の規定は前項の申請について」を加える。

第九十一条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条に次の一項を加える。

2　第八条第二項の規定は、前項の申請について準用する。